

邑楽町のイメージキャラクター「オーランドさん」の使用に関する取扱 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は邑楽町のイメージキャラクター「オーランドさん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、町が定めるキャラクターの名称、基本デザイン等（別紙1）及びその展開デザインのことをいう。

(目的)

第3条 キャラクターは、邑楽町のイメージを町の内外に発信するために使用するものとする。

(使用許可申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ邑楽町イメージキャラクター使用許可申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれのあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

(5) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(6) その他町長が使用について不相当と認めたとき。

2 町長は、キャラクターの使用を許可するときは邑楽町イメージキャラクター使用許可書（別記様式第2号）により、使用を許可しないときは邑楽町イメージキャラクター使用不許可通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によるキャラクターの使用許可をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用許可期間）

第6条 キャラクターの使用許可期間は、許可日から起算して1年を経過する日以降の最初の3月31日までを限度とする。

2 使用許可期間満了後又は引き続き使用する場合は、改めて使用許可申請書により申請を行い、許可を受けなければならない。

（使用料）

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) キャラクターの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。

(2) 使用するデザインは、町が所有するものであること。

(3) デザインの改変等の応用使用はしないこと。

(4) 第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。

(5) キャラクターの使用にあたっては、原則として、キャラクターと近接した位置に別紙1に掲げるいずれかの基本標記を付すものとする。ただし、スペースの都合等で表記が困難な場合は、町長と別途協議の上、省略することができる。

(6) 原則使用前に使用見本を提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真をもって代えることができる。

- (7) 原則使用後に完成物件を提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真をもって代えることができる。
- (8) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (9) 町が商標登録している商品及び役務の区分以外の商品及び役務に使用する場合は、商標登録の有無について、調査を行うこと。
- (10) キャラクターを使用した商品を販売する者は、邑楽町イメージキャラクター使用商品等販売状況報告書（別記様式第4号）を町長に提出すること。
(使用許可の変更等)

第9条 使用者は、キャラクターの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ邑楽町イメージキャラクター使用内容変更申請書（別記様式5号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、邑楽町イメージキャラクター使用内容変更許可書（別記様式第6号）により、該当しないと認めるときは、邑楽町イメージキャラクター使用内容変更不許可通知書（別記様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 第5条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。
(使用許可の取消等)

第10条 町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、邑楽町イメージキャラクター使用許可取消通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

- (1) 第5条又は第8条の規定に違反していると認められるとき
- (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定によるキャラクターの使用許可の取消により使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。
- 3 第1項の規定によりキャラクターの使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、該当使用対象物件をいかなる場合であっても使用してならない。
- 4 町長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。
(新規のイラスト)

第11条 第8条第2号の規定にかかわらず町が所有するイラストにないイラストの利用を希望する申請者は、邑楽町イメージキャラクター新規イラスト制作に関する同意書（別記様式11号）を町長に提出した後、原作者に作成を依頼するものとする。なお、作成にかかる費用の一切は申請者の負担とする。

2 前項で作成されたイラストの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は町に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 キャラクターの使用許可を受けた者は、この許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は承継することはできない。

（事故、苦情、係争等）

第13条 キャラクターの使用に関し、事故、苦情、係争等が生じた場合は、使用者の責任において必要な措置を講ずるものとし、町及び原作者は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第14条 使用者が、その使用に関し故意又は過失により町に損害を与えた時は、町長はその賠償を請求することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。